

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年4月30日～2020年5月6日)

令和2年(2020年)5月8日

H E A D L I N E S

政治

ドゥダ大統領による大統領選挙に向けた政策プログラムの発表
最高裁判所第一長官代行の任命と最高裁判所総会の招集の決定
大統領及び首相経験者による大統領選挙への投票不参加の表明
大統領選挙の支持率調査
大統領選挙の郵便投票による実施に関する法案をめぐる動き
大統領選挙の実施延期に関する与党連立の共同声明
大統領選挙候補者によるテレビ討論の開催
ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の会談
EU法違反手続き開始に関する法務省の発表
ポーランドのV4議長国時の政策方針の発表
スクバルネリス・リトアニア首相との会談
V4諸国による新型コロナウイルス感染症の医療対策への抛出の発表
ポーランド軍用機によるアフガニスタン在留ポーランド人の帰国支援
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動
モラヴィエツキ首相のEU・西バルカン首脳会合への出席

治安等

郵便投票用紙一式の流出
与党本部への不審物送付事件
ショッピングセンターを標的とした連続爆発予告事件
新型コロナウイルスへの感染をしながら外出した場合の罰則
ワルシャワにおけるマスク等着用義務違反による摘発状況
首相府前での抗議活動

経済

外資投資規制の動向
危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況
2020年度修正予算案に関する作業見通し
4月の購買担当者景気指数(PMI)
求人数の動向
欧州委による経済見通し
航空部門関連動向
マイクロソフト社のデジタルセンター立上げ
企業活動関連動向
外務省によるポーランド企業の海外市場進出支援
バルティック・パイプラインの建設開始

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先：大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

ドゥダ大統領による大統領選挙に向けた政策プログラムの発表【4月30日】

30日、ドゥダ大統領は、大統領選挙に向けた政策プログラムを発表した。同大統領は、2015年の選挙時に公約として掲げた児童手当「500+」や年金受給開始年齢の引き下げをはじめとする、経済・社会分野での政策の実現といった任期中の実績を強調し、また、再選時の政策案として、病院の設備の近代化を目的とする医療基金の新設、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による失業者への給付金額の引き上げ、農家への補助金の拡大を掲げた。

最高裁判所第一長官代行の任命と最高裁判所総会の招集の決定【4月30日、5月2日】

30日、ドゥダ大統領は、同日付でゲルスドルフ最高裁判所第一長官が任期満了で退任することを受け、最高裁判所法に基づき、ザラトキェヴィチ判事を代行に任命した。3月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で、第一長官の候補者選出に必要な最高裁判所総会が実施されておらず、ザラトキェヴィチ第一長官代行は、5月1日から次期長官が選出されるまで臨時で同職を担うこととなる。2日、同代行は、筆頭長官候補者の選出を目的とする最高裁判所総会を8日に招集すると発表した。

大統領及び首相経験者による大統領選挙への投票不参加の表明【4月30日】

30日、ワレサ元大統領、クファシニェフスキ元大統領、コモロフスキ元大統領をはじめとするポーランドの大統領及び首相経験者等は、共同署名した書簡をツイッター上に掲載し、郵便投票による5月10日の大統領選挙への不参加を表明した。同大統領等は、大統領選挙は憲法に従い選挙原則を満たす形式で実施すべきであり、ポーランドの民主主義の将来への懸念を共有する候補者及び有権者が要請に呼応することを期待すると述べた。

大統領選挙の支持率調査【4月30日】

30日、当地世論調査機関CBOSは、大統領選挙に関する最新の支持率調査の結果を発表した。同調査によると、現職のドゥダ大統領が52%の支持率を獲得し、予定通り5月10日選挙が実施されれば、第一回投票で当選するとしている。第2位はホウヴニア候補(無所属)で支持率14%、第3位はボサク候補(「同盟」(Konfederacja))で支持率7%であった。第4位はコシニャク=カミシュ候補(農民党(PSL))とキダヴァ=ブウォンスカ候補(「市民連

立」(KO))が支持率6%で並び、第6位はビエドロン候補(「左派」(Lewica))で支持率5%となっている。

回答者のうち「投票に参加する」と答えた者は37%で、「投票に参加しない」と答えた46%を下回った。

大統領選挙の郵便投票による実施に関する法案をめぐる動き【5月5日、7日】

5日、上院は、4月6日に下院が可決した全有権者対象の郵便投票による大統領選挙の実施規則に関する法案の投票を行い、同法案を否決して下院に差し戻した。

7日、下院は、6日に連立与党間で合意された共同声明の内容に基づき、同法案を再可決し、大統領に送付した。

大統領選挙の実施延期に関する与党連立の共同声明【5月6日】

6日、与党「法と正義」(PiS)のカチンスキ党首と連立与党「合意」のゴヴィン党首による共同声明が発表された。同声明では、選挙実施日に関し、投票予定日の5月10日を過ぎ、最高裁判所が投票の不実施により選挙無効と判断した後、下院議長が最初に実施可能な期日で新たな大統領選挙の実施日を発表するとしている。また、6日に上院が全有権者対象の郵便投票による大統領選挙の実施規則に関する法案を否決し、下院に差し戻したことを受け、「合意」は同法案に賛成し、同時に、PiSと同意の上で同法案の修正を提案するとした。

大統領選挙候補者によるテレビ討論の開催【5月6日】

6日、国営テレビ局TVPIにて大統領選挙候補者によるテレビ討論が実施され、現職のドゥダ大統領を含む全候補者10名が参加し、経済発展や外交政策について討論を行った。ドゥダ大統領は、任期中の経済分野での成果や政府及び議会との円滑な協力を強調し、外交関係では極めて良好な対米関係を評価するとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大下でのEUとの協力の重要性を主張した。農民党(PSL)のコシニャク=カミシュ候補は、年金の非課税化や自営業者の社会保険料支払いの任意化といった独自の経済政策案を既に準備しており、積極的に下院に法案を提出する行動力ある大統領を目指すとして主張した。「市民連立」(KO)のキダヴァ=ブウォンスカ候補は、現政権下での外交政策を批判し、大統領当選後にポーランドを信頼できるパートナーであると示

したいとして、任期初めにポーランドとワイマール・トライアングルを構成するドイツ及びフランスをポー

ランドに招待する旨述べた。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領の会談【4月30日】

30日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領とテレビ会議方式で会談を行い、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策、経済及びエネルギー分野をはじめとする二国間協力、安全保障情勢等について協議した。同日に開催予定のノルマンディー・フォーマットでの外相会談を前に、ゼレンスキー大統領より、同フォーマットの対話の現状やウクライナ東部情勢について説明がなされた。両大統領は、ウクライナ労働者のポーランドへの回帰といった、経済制限措置の緩和方針についても協議し、両国の衛生安全保障当局の意見やポーランド市場での必要性を踏まえて決定することで一致した。

EU法違反手続き開始に関する法務省の発表【4月30日】

30日、ポーランド法務省は、29日に欧州委員会がポーランドの裁判官の規律手続きに関する新たなEU法違反手続きを開始したことを受け、政府発表を掲載した。同発表において、司法制度の形成は各EU加盟国の専権事項であり、欧州委員会は介入する権限がないとし、このような行為は、憲法の定める国家機関への許容できず、ポーランドにおける法的な混乱を引き起こすとして非難している。

ポーランドのV4議長国時の政策方針の発表【4月30日】

30日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣（V4議長国担当政府委員）は、7月1月のポーランドのV4議長国就任に向け、議長年における政策プログラムの方針について発言した。同副大臣は、プログラムでは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）後のEU経済の再興に向けた協力の強化を中心とし、次期EU多年度予算の交渉での共通の立場の構築も極めて重視していると述べた。また、同大臣はその他の重要分野として、デジタル問題、サイバーセキュリティ、気候変動、エネルギー分野での協力等を挙げた。

スクバルネリス・リトアニア首相との会談【5月4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、スクバルネリス・リトアニア首相とテレビ会議形式で会談を行い、地方のインフラ投資、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）情勢、次期EU多年度予算交渉について協議した。また、同会談では二国間関係についても取り上げら

れ、ポーランド・リトアニア共和国時代の1791年5月3日に採択された憲法の制定記念日に言及した。

V4諸国による新型コロナウイルス感染症の医療対策への拠出の発表【5月4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、EU主催による新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に関するブレッヂ・イベントに出席し、同感染症のワクチン開発、効果的な検査及び治療の研究に充てる費用として、V4諸国で300万ユーロを拠出すると発表した。同首相は、ポーランドは、当初より同感染症及び関連する問題の対応に向けた欧州の強い協力を支持しており、誰もが社会及び経済における効果的な対策を期待している旨述べた。

ポーランド軍用機によるアフガニスタン在留ポーランド人の帰国支援【5月4日】

4日、ポーランド軍は、同軍のヘリコプターにより、アフガニスタンに取り残されていたポーランド人のポーランド国内における帰国支援を行った。新型コロナウイルス感染症の流行により、民航機の運航が停止されてから、アフガニスタンに在住していたポーランド人は帰国できずにいた。アフガニスタンからポーランドへの帰国には、第8輸送航空基地所属のC-295輸送機が使用された。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【5月5日】

5日、ブワシュチャク国防相は、ポーランド軍兵士等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動に9,245名が従事したと発表した。

モラヴィエツキ首相のEU・西バルカン首脳会合への出席【5月6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、テレビ会議形式で実施されたEU・西バルカン首脳会合に出席した。同会合にて、EU首脳は、西バルカン諸国における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とその経済的影響への対策及び同諸国のEU加盟に向けた更なる支援を表明した。ポーランドは、西バルカン諸国のEU加盟を積極的に支援しており、本年7月より議長国を務めるV4諸国の政策においても重視するとしている。

郵便投票用紙一式の流出【4月30日】

5月10日に予定されている大統領選挙で使用される郵便投票用紙や専用封筒、マニュアルなど一式が外部に流出していることが確認され、国営ポーランド郵便は、公安庁(ABW)に本件を報告した。同パッケージは、政府から製造を委託されたクラクフの業者がリークしたとされ、告発者はパッケージ輸送の際の安全管理の不備を主張しているとされる。

与党本部への不審物送付事件【4月30日】

29日、不審物がワルシャワに所在する与党「法と正義」(PiS)の本部に送りつけられ、消防等の関係当局が出動した。同不審物は所定の手続きにのっとり公安庁(ABW)の研究施設で検査されたが、有害物質等は検出されなかった。

ショッピングセンターを標的とした連続爆発予告事件【5月4日】

4日、警察は、ヴィエルコポルスキエ県、ドルノシロンスキエ県、シロンスキエ県、ポドラスキエ県、マウオポルスキエ県、ウツキエ県、マゾヴィエツキエ県のショッピングセンターに相次いでEメールで爆破予告が送りつけられていると発表し、注意喚起した。同脅迫は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に基づく政府の決定に伴い、4日からショッピングセンターが営業を再開したことを受けたものとみられ、いずれの事案でも爆発物等は発見されていない。

新型コロナウイルスへの感染を知らず外出した場合の罰則【5月4日】

トルンで新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

への感染を知らず外出・買い物等を行ったポーランド人女性に自由剥奪8年の有罪判決が下された。同女は、COVID-19への感染が確認され自宅隔離対象となっていたにも関わらず、これを無視して外出し、薬局や雑貨屋等に買い物に出向き、これにより2名が濃厚接触者として追加の隔離対象者となったとされる。

ワルシャワにおけるマスク等着用義務違反による摘発状況【5月5日】

ワルシャワ首都警察によれば、4月終わりから5月初旬にかけての長期休暇期間中、ワルシャワにおける公共の場でのマスク等着用義務違反の摘発は97件で、このうち67件が立件された。公共の場でマスク等着用義務を怠った場合、500ズロチ以下の罰金が定められている。ワルシャワ首都警察管内では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大して以降、公共の場でのマスク等着用義務違反で2,800件の摘発がなされ、このうち900件が立件されている。

首相府前での抗議活動【5月7日】

7日、ワルシャワ市内の首相府前にポーランド各地から企業関係者約150名が集まり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴う経済活動の停滞への保障等を求める抗議集会を開催した。同抗議活動は、COVID-19対策に伴う大規模集会の禁止など各種制限措置に抵触することから、警官隊による参加者の排除が行われ、37名が安全上の理由で拘束された。

経 済

経済政策

外資投資規制の動向【5月4日】

5日、下院は、EU域外からの投資によるポーランド企業買収の制限に関する法案の審議を開始した。同法は開発省の所掌で、2015年に導入された特定投資管理に関する法律の改正となる。対象業種は、電気、石油、ガス、化学及び同製品、通信、医療機器、医薬品、輸送、食品加工等の業種や、重要インフラの電機システムやキャッシュレス決済サービス、クラウドシステム、病院、ロジスティック等となる。対象企業の株式を10%以上購入する場合、競争・消費者保護局(UOKiK)の承認が必要で、罰則として、100万ズロチの罰金、または6か月から5年までの懲役を課すことが可能となる。本規制は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のために一時的に導入され、有効期間は2年

間で、ドイツやカナダでも同様の規制が導入されている。

危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況【5月5日】

マロング家族・労働・社会政策大臣によると、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する危機対策パッケージにより、これまでに企業から約270万件の申請が提出された。申請の大多数を占める社会保障費の支払い免除については、3月に79.2万件以上(総額15億ズロチ)が承認済みの他、休業手当については21.8万件(4.38億ズロチ)を支払い済みであるという。この他、零細企業を対象とした上限5,000ズロチの低金利融資に対しては約59.6万件の申請があり、うち24.

3万件を承認済み、賃金手当については総額20億ズロチ超に上ったと付言した。また、ポーランド開発基金(PFR)は、Twitterにおいて、同基金を通じた「財政の盾」の下、これまでに約2万7,000社が約56億ズロチの融資を受けたと発表した。

2020年度修正予算案に関する作業見通し【5月5日】

ロバチンスキ財務次官によると、同省では既に今年度予算の修正に向けた作業を開始しており、6月を目途に修正案を提示する見通し。同次官は、

今年度予算の税収目標は達成困難との見通しを示すと共に、修正予算案において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による歳入減のみを含めるか、もしくは歳出削減も含めるかについては審議次第としつつ、歳出削減については、これ以上経済を停滞させることがないように慎重に検討する必要があると付言した。また、今年予定されていた公開年金基金(OFE)改革については、現状では実施していないが、同計画を放棄したわけではないと述べた。

マクロ経済動向・統計

4月の購買担当者景気指数(PMI)【5月4日】

IHS Markitによると、4月の購買担当者景気指数(PMI)は、31.9ポイントと、前月の42.4から大幅に低下し、統計を開始した1998年6月以来の最低値となり、景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを大きく下回った。生産高、新規受注、輸出、購買数量、受注残、サプライヤー納期等の指数が軒並み過去最低に落ち込み、失業の増加も1999年4月とほぼ同水準に達した。IHS Markitの担当は、先行き12か月の見通しは過去最低水準となったとした。

求人数の動向【5月6日】

4月にポーランドの求人ポータルに掲載された求人数は13万5,000件で、対前月比28%減、対前年同月比では37%減となった。状況が最も深刻であったのはサービス・観光・ケータリング業(74%減)で、IT分野にも影響が見られた(約20%減)。

欧州委による経済見通し【5月6日】

6日、欧州委は2020年春期経済見通しを発表

した。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響及び右に伴う封じ込め措置の結果、ポーランドの2020年のGDP成長率はマイナス4.3%に落ち込むと予測。EU全体ではGDP成長率はマイナス7.4%に達すると予測しており、ポーランドはEU加盟国内では最も落ち込みが少ないと見られている。欧州委は、ポーランド政府による各種支援措置の実施に関わらず、失業率の上昇、賃金上昇率の急落、消費者マインドの低迷等により、個人消費が最も影響を受ける他、不透明感の強まりや需要の低迷見込みなどが企業による投資計画に影響を及ぼし、2020年は投資も大幅に減少すると分析した。なお、2021年のGDP成長率については、ポーランドは4.1%、EU全体では6.1%に回復すると予測した。失業率については、2020年に7.5%に増加した後、2021年には5.3%に減少すると見ており、また、物価上昇率については、2020年は2.5%、2021年は2.8%となると予測した。財政赤字の対GDP比は、2020年は9.5%、2021年は3.8%、政府債務残高の対GDP比は、2020年は58.5%、2021年は58.3%に達するとそれぞれ予測している。

ポーランド産業動向

航空部門関連動向【4月30日】

ホラワ・インフラ副大臣は、航空部門は現在新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で停滞しているものの、しばらく後に立ち直り、発展を続けるだろうと述べた。また、SARSの際は航空交通が通常に戻るのに9か月要し、COVID-19は回復に1年半から2年要する可能性があるが現在の投資に影響を与えたとし、長期的な視点では変更はないとも述べた。なお、ポーランド航空管制局(PANSA)が計画している複数の投資事業は延期される可能性があるが、それ以外については早急に進めているとしている。

マイクロソフト社のデジタルセンター立上げ【5月5日】

マイクロソフト社は、ポーランドにおいてデジタル技術に関して10億ドルの投資を予定している。同社はポーランドにデータセンターを立ち上げる予定で、これは中東欧初となる。また、同社はデジタルスキルの向上に向けて、15万人の雇用者、IT技術者、教師、学生を対象としたトレーニングプログラムも実施する。

企業活動関連動向【5月5日】

中央電子登録および経済活動情報登録簿(CEIDG)によれば、2020年4月に休業した企業数は、

前月比50%減、前年同期比16%増となった。また、同期間中に廃業した企業数は、前月比42%減、前年同期比57%減となった。

外務省によるポーランド企業の海外市場進出支援【5月5日】

ヤブウォンスキ外務次官は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の困難下において、ポーランド企業による海外市場での新たな販路確保を支援するためのポータルサイトを開設したと発表した。同次官は、COVID-19の影響により、多くのサプライチェーンが打撃を受けたが、一方で従来とは異なる新たな需要が生まれたと述べ、これはポ

ーランド企業にとって経済的な機会となるとした。また、同ポータルサイトは、食料、医療機材、医薬品、防護服、衛生用品や技術企業を主な対象としているが、それら以外の産業からの参加及び外務省への提案も歓迎していると付言した。在外公館や投資・貿易庁(PAIIH)の海外事務所がポーランド企業を支援する予定で、現地企業や地方自治体、経済・農業・保健分野の担当省庁等との関係構築や各種手続きについてサポートを行う。ヤブウォンスキ次官は、現状ではアジア市場に焦点を当てているが、特に医療や食料品等の分野でアフリカからも関心が寄せられると期待していると述べた。

エネルギー・環境

バルティック・パイプラインの建設開始【5月4日】

4月30日、国営ガス輸送会社ガス・システムは、イタリアの石油サービス会社サイテムとバルティック・パイプラインの建設に関する契約を締結した。ドウダ

大統領は、バルティック・パイプラインの建設はポーランドのガス供給の完全多様化のマイルストーンであるとし、数日以内に開始する見込みと述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年5月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)